

開知新編

六七

293.

H296k



338201

開知新編卷之六

東京

松屋貫一 纂輯

英國借藏之事

英國諸港へ、外國の高船繋泊し、荷物と陸揚し、夫々相手と撰み、賣渡さんとするは、時の相場より、存外下直の入札のこゝろ、格別の損失及ぶと、賣場等々の片ハ、此エントレホット藏へ入る置き、相場場の宜敷と見合せて、賣却多ハ、僅少の藏敷料と拂ふと雖も、損毛も立は至極便利と云ふのあり。

開知新編 卷六

又自國の商人等、他國の商人より、買取ある品々  
も、一時エンテレホットへ入を置、夫より諸  
方へ賣捌く莫も有り、故に此エンテレホットを、  
自他の商人に取て、尤も緊要ある者あるを、英  
國に於ても、各國の高船入港の場所より、必以之  
と設を置く由あり、

右を政府より取建多きもの一切なく、何れも會  
社と結ひて、之を政府へ訴免許を得て、取建るも  
のあり、尤藏の造法は、概り出入のありきる様  
に、一方へ戸を閉じ、鍵へ運上役所より於て、惣轄し、

入用度毎に之を受取て、開閉をあるとす、  
エンテレホット社中より、別に税銀等を納め  
以、右を取建置く丈の、地稅と出賃のともあり、  
荷物藏入の莫、商人の隨意にて、仮令ハ高船一  
艘入港の上、藏入を望む時より、其荷物の大小輕  
重を量り、總計何個と數を改め、何月幾日何地の  
商人より、慥に預り置く旨の、證印と運上役所よ  
り、受取のともあり、

藏入後三ヶ月以内、申す七日の中、税銀  
と納め、荷物と賣却せし片、買賣主示談の上、税

開新編 卷六

銀と納むる由なり、  
積来多々諸物賣捌兼、金子と差支多々片ハ之と  
エンテレホットハ入息前と記載せし運上役所  
の證書と以て、金子と借用多々も自在ありとい  
ふ、  
諸物の大小及び軽重に依て、各々藏敷料の高低  
けり、当然なきも、中にも高金の品及び火薬  
類等懸念の諸物を警衛向も嚴重にあり支故、自  
然藏敷料も高直ありといふ、  
安價の諸物と、永く藏し預て置く片ハ、其物に寄

て、本價より藏敷料の高じたり、依て期月ハ、八  
個月と定る由なり、  
荷主にて藏入とあし置其品と望む者多々中  
出港する片ハ、右荷物引受人と頼み置き相場  
の時宜と見斗ひ賣捌りせ、相當の分金と遣る由  
り、若又引受人と立合ひ、荷主出港し後二期  
過ぎ、藏敷料次第に高む片も、預り主と相當  
賣捌き藏敷料と引去り、本價ハ荷主へ渡さる  
税銀と拂ひて、藏入とあし置る品と、其後積戻

片上の運上後所にて前々納多る税銀ハ即時に  
差戻しとす、  
蔵入前火難盗難迄と預り主の方にて受合片ハ  
定式の蔵敷料の他、右受買料と拂ふあり、然る  
上ハ火難或ハ盗難に逢ふとも預り主の方にて  
本價と償ふ規則あり、又蔵敷料のくもてハ火難  
及び盗難に逢ふとも一切償ひ金を出さざると  
あり、  
火災と受買ふ者ハ又別に預りて、蔵主より之ハ  
年分の蔵敷料の百分の一と與へ置き、火災の節

ハ右受買人より、本價と償ふを由あり  
荷主等輸入税と減少せん為、本價と減られハ  
エンテレホットに於て、盗難火災の節、其社中よ  
りの償金に響き、又若右償ひ金と受取らば片  
に利益と食ふ心組して、本價と増は片ハ、輸入税  
の高と増はしあれハ、自然真の本價と申立る矩  
合とありて、別段の手續とを以て、正當の所置  
とありとありとす、

葡萄牙借藏之事

葡萄牙國借藏ハ、里斯本港あり、運上河内より、

て、商人賣買の示談整ふ片に、定例の税銀を納て  
取引をふし、又買主のふは諸物の商人より申立  
次第之と藏入遺はと虽も、全く商人賣買の辨  
利を専らとまざるの趣意あり故に、税も亦く、又別  
段藏式等も取立に、然し、ありて、期月限ハ十二箇  
月と定め、右の期月と過る片に、月毎に量目百  
キロカラムに付、三十五リスの藏式を取立る  
あり、尤も右藏式と出まるとは、十箇年間、預  
り置くの規則ありとす、  
藏式の取立方に、總て價より、  
量目と以

てまざるの規則ありとす、  
商人等社中と設る、火災等と受合ものありと雖  
も、之等の相對と以て取極るあり、其金高等  
も、さうし、知難しと虽も、月数又ハ年限によ  
りて、其金高と高低あり、又市中等に於て火災と  
請買ふ者、一箇年何程と取極るあり、又船中の  
積荷を出帆する地より、着る地までの間を請  
買ふとす、

和蘭國借藏之事

和蘭亞謀私德爾敦の借藏ハ、政府の取立より、

其頭取多る者と附多置き、又此配下ニ商人ヲ々  
商法ニ熟シ多る者と兩人位撰擧シ、借藏の見廻  
テ其外諸吏の取締等と取扱も由あり、尤も右  
の者等ハ、政府より命せらるる者と虽も、給分等  
一切亦く、商人の身分ニテ、其事ト政府より命せ  
らるる者トと譽せしめて、銘々精勤も由あり、  
此借藏ニ關係する者、總計五十員余ニテ、各々  
掛りと分ち、藏々の取締と預りられ、諸帳面等  
の支と司るあり、若しれども政府の士官ニテハ  
亦く、皆々其筋の巧者多る者と、撰用も由あり、

一体借藏と取立置くの趣意ハ、他國より持渡り  
多る諸品ト、無税ニテ預り置き、右品々賣捌り片  
ニ方々夫々の税と取立りあり、又萬一右諸品  
物賣捌多する片ハ、其終持歸りたり、  
當港の規則ハ、各國の諸船港内ニ近づく片ニテ、  
船主より積荷の告書と呈し、入港の手数と乞ふ  
然る片ニハ、運上所の諸官員其船ニ往て、而其持  
来り所の荷物ニ封印とありたり、  
當港内の繫泊場ハ、海口より遠隔し、其間々淺  
瀬等ありて、牛馬或ハ蒸氣の小船と以て、船と

引入る。一故、全く海口に入ると、西洋の十  
 八時概略九時我と費は、依て右時限を費はの内、  
 運上河の官員、船荷と封印とあり、尤も積荷数  
 多し、封印と終らされ、官人乗込右の趣  
 と、訃河の役々へ告るとりふ。  
 運上河の役々、船中に至る、荷物と封印とありと  
 雖も、別段之と改るとあり、船主より荷物と差出  
 次第、其後封印とあり、夫より港口へ著るとあり、  
 此河にも運上河の役々出張し、右封印と積荷  
 と改め、萬々一封印損るとあり、又ハ告書と相違と

一、片ハ、過料として重税と取立るとあり、  
 封印の切れ多し、荷物、及び告書と相違とあり、  
 荷物ハ、一切陸揚とあり、規則ありとも、一  
 途と差留る時ハ、荷主の難渋とあり、依り、曲て  
 陸揚とあり、類も、問々ありとあり、  
 封印の改まるとあり、上とて、荷物ハ、毎々納屋と  
 入る、尤も荷物ハ、封印の終ると、藏入とあり、  
 規則ありと、虽も、萬々一疑敷く見ゆる、荷物ハ、  
 一切解きて、改めるとあり、上ハ、藏入と免さる  
 あり、



税銀も、荷物の軽重に依り取立るの規則あり、依り陸揚場への必正秤量と設け置き一々費目と改む。

譬へハ、告書二百斤と認免有る所の荷物と改む。若し百五十斤ある片ハ、即ち百五十斤の税と取立る規則ありとも、品物に依り、遠路の海上と渡航し、寒暖燥濕の爲に量目の軽重存外に増減ある莫も、其品小寄る間々ける莫ありハ、此類を運上所役々の差畧にあるとありとす。

入港の諸船より運上所へ差出し、屢の告書ハ、荷物の箇数のこと印して、元價ハ書出さる賣買の示談整へ而後、裁り積出し際、税銀と取立る規則あり。夫故に姦商ありて元價を減少し、税と少うせんとして、謀るものける片ハ、運上所にて右の代金へ一割の利を加へて、政府へ買上るべき故、商人も奸詐と働く能くするの都合とあせり。

今買主のりつて、善悪が混れ多し。時斗一箇の價と定め、其元價の届書と運上所へ出せハ、同所

役人来て品物の良否を巨細に更め、若し元價  
品物の適當せざるべしければ、規則の如く元價  
を一割と増え、運上所へ買揚るべし、又注文  
よく持渡り多る品々の相對して即時に税銀  
と納金、萬々一違ひなれば、其品と持歸る連も、  
其書付と運上所へ出し、改濟の上より持歸る  
規則あり、

エンテレホットに納るべしと縫えし、出るべしと嚴  
し、其戸口ハ何きも、一箇所を定め、此處に於て  
出入と改る故、取締も至て能く、又夜分ハ兵卒兩

人宛、交渉の警衛とあり、其縫ハエンテレホット  
頭取の手と納め、鐘開ハ、朝六時、凡そ朝より夕八  
時迄、一限りとあり、

右エンテレホットに入置く諸物に付てハ、別段  
幾月とりの期限もなし、尤も裁番料ハ月毎に拂  
ふの規則あり、又裁敷料も、他國と比較されハ格  
別安價にて久敷入置と雖も、元價より裁敷料の  
嵩む憂ふし、尤も砂糖、加非等の元價安きものを  
裁敷料も、従て安價ある故、賣捌方に於て、又差支  
ありとあり、

藏敷料ハ品物の大小、輕重金高、藏の善惡、或ハ場所等ニ依テ、各々差違アリ、一様ナク、以テ、虽モ概畧左ノ如シ。

奥行八十封度凡間 四間口三十封度凡間 十の藏凡間 一箇月間之と借切凡間 片ハ

一階 三十キニルテン凡間 九兩我金

二階 同

三階 二十四キニルテン凡間 朱銀我金 四匁凡間 五分二

五階 二十キニルテン凡間 六兩我金

荷物の貫目ハ、一階毎ニ十二萬斤ト限ル。又如

斯キエンテレホット、九十六箇所アリ、

茶 二千箇ニ付 三十キニルテン凡間 九兩我金

金銀時斗、其他金高の品々ハ、惣鉄藏ニ納ル。故

其端ハ多ク、以テ、虽モ藏敷料ハ、高價ナリ、概

畧一萬キニルテン凡間 三兩我金 二付、一キニルテン凡間 我

銀三匁位凡間、又火藥、其他懸念の品ニ於テハ、決

テ預ラセ、るの規則アリ、

エンテレホットニ納置ク荷物の火難ト受負ム

者アリ、之ハ藏敷料の外ニ、受負債ト兼テ渡し置

キ萬一、荷物焼失スル時ハ、元代金ト請負人より

速く償ふ事あり、尤も元代金の高ハ、兼て受負人  
へ談し置事ありと云ふ。

盗難と請負ふ者ハ、一切あり支され、萬一盗難  
に逢ふ片不ハ、政府より荷主へ、元代金と償ふ規  
則あり、尤も前文の如く、運上河へ元代金ハ、書上  
せり、支故、如斯際ニ於てハ、市中の時相場と以て  
と云ふ。

同河へ簡係せり、彼々の給料ハ、頭取より一箇年  
三千キユルテン、凡百銀其以下の五十人程ハ、一  
箇年不付、二千キユルテン、凡百銀或ハ、一週日一

七キユルテン、凡百銀六位ありと云ふ。

英國氣燈之事

同製造河之事

瓦斯製造河の外構ハ、凡そ壹丁四方程あり

石炭竈 拾箇河

瓦斯と入るる釜 拾箇河

此釜の周圍ハ、凡六間程、徑五間程、高さ八間  
程あり。

機械方、火焚及以人足共、一日に五百人宛、入費を  
一日に付、概畧五百ホントより、六百ホント位、凡

金千五百兩ありと云ふ

倫敦中、如斯き瓦斯製造所、拾三箇所ありて、い  
つても、富商等社中と結ひて取建置き、王城官府  
より町家に至る迄、遠近とも氣管と以て配分を  
右等の費用ハ、町家軒別ノ廣狭ニ隨ひ、一軒ニ付  
何箇所と申立る片ハ、一管ニ付二ペンス一凡我銀  
分宛と取立て、此内の八分と元方の利益と云ふ  
由あり、又税銀等の名目あり、王城官府より  
ても代銀と受取まじ、尤も最初石炭其外器械  
等と買入る片、地子及び税銀等ハ、政府定法の取

立方と以てまじりあり

倫敦府中毎家用ゆる所の氣燈を、石炭瓦斯製造  
所の鉄器より、管と地中ニ埋ゑて、之と率導し火  
氣と都下の各家ニ洞通まじりあり、  
右府中街邊ニ用ゆる常燈の價を、瓦斯千キヒ  
キフート、即ち十坪立方あり、もの二、ニシ  
リンクより、ニシリンク六ペンス、凡我銀十八  
五分位あり、  
壹丁間一時ノ費は、所の瓦斯ハ極多き所あり、四  
キヒ一キフートより、五キヒ一キフート、四坪立

五坪位ありと云ふ

佛蘭私國氣燈之支

佛國氣燈ハ、巴里斯中ニ六箇所ありて、之と元方  
と稱し、器械製法とも英國ニ同し、

市中家毎ニ用ゆる所ノ瓦斯燈ハ、一夜一箇所ニ  
付、六十サンチーム凡我全三分ニと、元方へ拂ふ  
と云ふ、

當國ニても、富商等社中と結ひて、最初器械石炭  
等と買入る節、定法の税銀と出し、夫より後ハ、一  
箇年ニ付、取上高の内一分と、更加として、元方の

會社より政府へ納む、尤も官府ニて用ゆる分も、  
夫々代料と拂ひ、市中往還ニ用ゆるものを、町入  
用の内より、元方へ拂ふ由あり、

和蘭國氣燈之支

和蘭國氣燈ハ、海克府ニ一箇所、安特アンタワニ二箇所、  
ロツテルタムニ一箇所、テルフトニ一箇所、總計  
五箇所ニ設多、いづれも商人の會社より取建置  
き、其造法等ニ於てハ、總て英佛兩國の如し、  
官府并町家ニて、用ゆる氣燈の入費ハ、一エール立  
坪より、一ギエールデント凡我全三分ニと、元方へ拂ふ

夜十五箇所<sup>ノ</sup>用<sup>ハ</sup>、尤も冥加運上等の各目も亦  
く、最初器械石灰等と買入<sup>ル</sup>、片<sup>ノ</sup>定法の税銀  
と納免置<sup>ク</sup>の<sup>ニ</sup>、  
官府より代銀と渡<sup>シ</sup>事<sup>ナ</sup>り、又市街両側の夜  
燈<sup>々</sup>、町入用の内より、仕拂<sup>ス</sup>下<sup>リ</sup>ありと<sup>リ</sup>。

開知新編卷之六終

開知新編卷之七

東京

橋爪貫一 纂輯

英吉利國商税之吏

一帳場又ハ庭等<sup>ノ</sup>家

店税 二十ホント 凡<sup>ク</sup>十<sup>兩</sup>金

右より少<sup>キ</sup>税<sup>ハ</sup>、決<sup>メ</sup>多<sup>ク</sup>由<sup>リ</sup>多<sup>ク</sup>

一地主へ家賃二十ホント 凡<sup>ク</sup>十<sup>兩</sup>金と差出<sup>ル</sup>者<sup>ハ</sup>

店税 十シルリシク 凡<sup>ク</sup>二<sup>兩</sup>金一

右ハ一ホント 凡<sup>ク</sup>三<sup>兩</sup>金と付、六ヘンス 凡<sup>ク</sup>七<sup>分</sup>五<sup>銀</sup>

余厘の割合と以てきりあり、故に便令ハ  
家賃十ホント三凡我金と出以者又於てハ五  
シルリンク三凡我金と納むるあり、又小店  
又ても酒類等と賣る店々も、皆此割合あり  
と云ふ

一茶

目方一ホント目凡我百又付 一シルリンク

五ヘンス銀凡我五又余朱

一卷煙草

目方一ホント又付 九シルリンク一凡我一

六分銀

一刻煙草

目方一ホント又付 三シルリンク一凡我二

朱銀四  
又五分

一加非

目方一ホント又付 三ヘンス二凡我銀

一豚羊の類と飼ひて高ふ者

一箇年間又 九ヘンス七凡我銀

一家僕の税

十八歳以上の家僕一人と差置く者ハ一箇



年間 一ホント一シルリンク 凡我銀九金三

十八歳以下の家僕と召仕ふ者ハ一箇年間

一人に付 十シルリンク六ヘンス 凡我銀二

分銀六

但月雇も、同様の割合と以ては又婦女

と召仕ふ者も、年税と納めはとらふ

一博勞渡世の者

一箇年ハ 十二ホント十シルリンク 凡我

二十七兩

一犬と飼ふ者

一疋に付一箇年ハ 十二シルリンク 凡我銀三

一乗馬と飼ふ者

一疋に付一箇年ハ 二十一シルリンク 凡我

朱銀一兩二分二

一荷率馬

十疋に付一箇年ハ 三十ホント 凡我銀十

一髪のと白く糊して塗る者ハ古風士官に

ても町人にも

一箇年ハ 一ホント 凡我銀三

英國居留人騒妨取慎方之支

各國とも、條約を取結ぶる國々より、商賣の爲  
に當國へ居留する者ハ、諸事英國の法度と以て、  
所置まへ、兼て擧載ふし置く支故、萬々一  
騒妨入等ある節、自國の者ヲ召捕、其國々  
依て、在留コンシユル名官へ引渡は、又右吟味中ハ、  
雙方立合て、取調るの由あり、  
乱妨人と取押る爲に、市中毎に取締の者と、一  
兩人宛見廻らせ置き、此者の手を取押る一  
り、尤も右の者ハ、兵卒の内より、撰擧し、出は

り、又商家等も、萬々一、乱妨とせしむる者  
ハ、其家内の者とも、打寄て、取押るも、隨意あり  
といふ、

尋常の商家或ハ途中等、於て、喧嘩乱妨等ハ、決  
て、此風習あれとも、折に觸て居酒屋等ハ、乱  
妨人等のけり、故に取締の役々も、時々見  
廻る由あり、

取締の役々へ手向ひ、又ハ不法の働とあは者ハ  
る片、何程手荒の捕方とあはとも、苦うと  
る法則あり、志らしあう、西洋一概の風習と

乱妨人と取捕るの際時宜に寄るに嚴敷打伏て  
押捕るべし、押れども、束縛する莫し甚稀あり、然  
し乱妨人と捕る片に、如何様手荒の所置と  
あるとも、差支ある法則あり、束縛するとも差  
支あり、押るべし、  
前條に記載せし如く、總て外國人たりとも、自國  
の法度と以て、所置するべし、故自國の人民も、又外  
國へ居留する片に、其國の法度と以て、所置せし  
るべし、莫し條約する由あり、

和蘭國居留人乱妨取慎方の莫

當國に於ても、外國人の乱妨取慎方、英吉利國  
同様にして、罪状ある者、罪科を自國の法度と  
隨て、取斗ふべし、  
若外國人乱妨する片に、束縛するに勿論、如何  
様と手荒ある取扱とあるとも、更し差支一切あ  
し、雖も、右に取締の役々の者の所置する處と  
し、其他の者ともより、手込に取斗莫し、難き  
由あり、  
取締の役々の、常々市中に徘徊し、中外の人民等  
不法の居動あるを、見廻るべし、之にヒ

エルゲメーストル所奉行同の支配をうけ、同人  
 より給料等も受取支故、別段政府より給料等ハ  
 與へばとらふ、  
 乱妨人等、いつて、罪状極り罪科を命する際、方  
 そハ、一應其國の在留ミニストルハ違ふもの  
 あり、尤も無證據を以て、如何様罪状不見極り  
 と雖も、罪科を命する能き由あり、  
 前條に記載する如く、各國とも罪科の方法一致  
 するハ、全く宗門を信する國々も、教法一定し、  
 右罪科に所置するとも、後來の人々を懲戒する

の沢りて、全く教法に屬し、宗門より法則も出  
 るてありとらふ、

和蘭國陸軍制之支

和蘭國陸軍の士官を取立る法ハ、當時陸軍士官  
 多る者の子弟等ハ勿論、其他の者も、陸軍士  
 官と懇願する者ハ、幼少の頃より武学校に入塾  
 し、武經と心と潜め、駈ら演武の道と勉勵し、十五  
 六歳に至りて、概畧練兵の道理と覺知する并  
 ハ、退塾し實際に涉りて、之と練磨し、其法ハ退塾  
 後、八箇月の間、兵卒と勤め、夫より十六箇月の間

郷導役を勤免、右期月過る片ハ二箇年間下等士官を勤む、扱右の三役を全く勤め終る頃ハ、年齢も二十歳に満了、故検査を遂多修業熟達の者を撰舉し士官を命ずるの規則あり、和蘭國に於てハ、如何様ニ修業熟達おし得る者も、二十歳より以下よりハ、決て士官を命ず、又二十歳に及んて士官を勤るハ、十五六歳ふしを退校せされハ、四箇年の光陰を費し、前條ニ記載する所の三事と履歴する能ふ故に、幼少より武学教入て、修業し早く出校を望む事ありと、りふ。

兵卒の取立方ニ於てハ、一定の規則もあらず、又強て政府より取立る体もあらず、尤も年齢二十歳位の者も、兵卒と望み、政府へ願出さハ、兵卒に取立るあり、國家又鋪兵乱打續く、又ハ他國に戦争有りて、事實兵卒不足する片ハ、市中を募り、火器を與へて、戦地に臨ませるあり、依てハ和蘭國未の規則も、士官商人の差別あらず、一軒の宅屋を所持する者ハ、必す一人ハ、武吏と稱え、平生ハ武吏と

簡係せんと雖も、異變する片ハ、政府の募りし應  
 じて、直に出張するも、差支ふは様い多し置由ふ  
 り、  
 更し武事と心懸ざる者も、兵卒と望む者ハ  
 勤務の年期と、六箇年と定め、教導し兵卒と  
 以、尤も期年満ると雖も、當入願望も片ハ、勤績  
 と命以、又當入の修業、學術、年数等し依て、下等士  
 官も取立らるる者も往々あり、  
 陸軍士官一箇年間給料ハ、概畧左の如し  
 コロ子ル 四千五百キユルテン 凡我十金 兩千三

ロイテナントコロ子ル 三千四百キユルテ  
 シ凡我陸 千  
 マジヨル 三千キユルテン 凡我百金  
 ケヒテイン 二千四百キユルテン 凡我百金  
 ロイテナント 千五百キユルテン 凡我百金  
 下等士官 八十五セント 凡我銀六金 兩  
 ソルタート 七スー 凡我銀六金 兩  
 騎馬隊の者 九スー 凡我銀八金  
 下等士官以下ハ、左の日給と與ふ由あり、  
 右の外はソルタート 兵一ハ、一日小麵包一ホソ

ト兼代衣服料として、三ノ一凡我銀五と與ふ下  
等士官も、飲食、ハ同様あれども、兼代衣服料ハ四  
ス一凡我銀七と渡す由あり、

士官兵卒とも、他國ハ戦争ニ出陣するとも、平生  
の給分の他ニ政府より手當等ハ、一切あは様子  
あり

バタビヤ名地及ひ其他の所轄地の兵隊と除きて、

和蘭國騎兵隊の數ハ、五列義綿多隊

騎兵隊五レテメントの騎馬ハ三千五百騎ニ  
レテ右レレテメント毎ニコロ子ル之と惣轄

レ、其他ロイテナントコロ子ル一員、マシヨル  
一員、ケヒテイシハ員、ロイテナント二十一員  
ニ内一項ハあり宛之ニ附屬也、又右レ五ノ小分  
ち多る隊と一エスカトロント百二十騎或ハ  
補シ、カヒテイシ之と惣轄シ、其他ロイテナン  
ト四員宛附屬也、

歩兵隊の數ハ九列義綿多

一レテメントの人員ハ、四千三百七十五人之  
も亦コロ子ル之と惣轄シ、其余マシヨル四員、  
カヒテイシ二十三員、ロイテナント六十員宛

附属也。

右の一系列義面社と五バタイロンと分ち、此一  
ハタイロンの人員ハ、八百七十五人あり  
砲隊の數ハ、四列義綿多

此一レケメントの人員ハ千四百員あり、之と  
十四ハツテリ、一ハツテレ、ハの人員  
ハ凡百員此隊ハ、加比丹一員ロイテナント、三  
員ヲ々惣轄以、砲數ハ、八門或ハ六門と以て、  
右、四列義面社の内、三列義面社ハ、歩兵砲隊と  
一列義綿多ハ、騎兵砲隊あり。

一、一、一、總て一レケメント毎ハ、必屯醫師五六員  
宛附属也、一ありと云ふ

和蘭國兵糧貯蓄之吏

戦争起るハ、市中の商賈より買擧て軍糧と向  
多、又遠隔せり土地と云ハ、近隣の地より講求を  
る、其故平生之を貯置し、及るべき一ありと云  
ヘルフートスロイス名地デルフト上二箇所、兵  
糧蔵を補理し、諸税其外政府収納金の内を以て  
買求し、爰貯蓄以、尤、丙所と云一箇年一萬五  
千人の食糧と云、三箇年の貯けりと云ふ



右の内五千入分宛の食糧を毎年新米を以て旧  
糧と引替常ニ右の人員丈の食糧の貯蓄を置  
てあり又引替多々相瀝ハ下價を市中へ買  
まざる由あり

軍糧貯蓄に付てハ軍務ニニストルより度々多  
分の貯方と申立ると虽も外ニニストル承諾せ  
ば今以従来の通りの外貯方ありとす

佛國輸出品と禁ざる有無之支

并戦争の國と貿易の支

歐羅巴國中に於て一時諸物の輸出を禁止せ

の法あり之ハ國中飢饉にて國民の管方にも  
差支國家疲弊するに及ばざる貿易の輸出品を禁ま  
るにあり尤も輸出と禁まざるに及ばざる輸入税ハ免  
除するの通則あり

右ハ其國の豊凶との關係せし又仮令ハ佛蘭私  
國中凶作に及し雖も東一國の制度を差止る  
推する時を右の通り輸出を禁まざる能はざるとい  
ふ又輸出を禁まざる品々ハ凡そ左の如し

米

麥

五斗芋

肉類

食用の油

右の外酒ハ食類たりと雖も之と禁まらざりハ一切ありきとあり、凶歳ハ素より天然の衰えて定難しと雖も概畧二十一年間三度位ハありとあり由、既二十五六箇年前、歐羅巴各國とも鐵鎚、輸出品を禁し多かりし、其年魯西亞、伊多利の兩國ハ豊作して、右兩國より諸物を各國へ輸入せし由あり、又伊多利國ハ輸出の税を以國故、別て多分各國へ輸送せしとあり、萬一佛蘭私國と通商の國と戦争起ると雖も買

易ハ平生の如く施行せらる由あり、然りと雖も其敵國へ輸出を禁まらざり

武器

馬

銅

鉄

硝磺

材木

右の類あり、又佛蘭私國と交際の諸國と、戦争起るとりりても貿易上は於てハ更に變りなし、右戦争の兩國ハ佛國一對して交際の國あり、らハ其國々より武器類を講求いさ一度申來り、其ハ一國へ渡さずも、敵味方兩國へ賣渡さとも、其差別更にあく、平常の如く貿易ハ施行せらる

開知新編卷之七終

の由あり

開知新編卷之七終